

## 日本家庭科教育学会会則

### 第1条（名称）

本会は、日本家庭科教育学会（The Japan Association of Home Economics Education）と称する。

### 第2条（事務局、地区会）

事務局を東京都におき、地区会を下記の9地区におく。

北海道、東北、関東（山梨県を含む）、北陸（長野県を含む）、東海（三重県を含む）、近畿、中国、四国、九州（沖縄県を含む）

### 第3条（目的）

本会は、家庭科教育に関する研究を推進し、あわせて会員相互の親睦、向上、連絡をはかることを目的とする。

### 第4条（総会）

総会は、毎年1回、会長がこれを招集する。ただし、緊急を要する場合には、臨時に総会を招集することがある。

### 第5条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 研究発表会
- 2) 日本家庭科教育学会誌（Journal of the Japan Association of Home Economics Education）、その他の図書の刊行
- 3) 研究および調査の実施
- 4) 内外の関連学会・協会との連絡および協力
- 5) その他、目的を達成するために必要な事業

### 第6条（会員）

本会の会員は次の通りとする。

#### 1) 正会員

小学校より大学にいたる家庭科教育に関連する教育職員、その他、家庭科教育に関心を持ち、規定の会費を納入する者

#### 2) 学生会員

本会の目的に賛同し規定の会費を納入する学生

#### 3) 賛助会員

本会の目的に賛同し規定の会費を納入する者、または団体

#### 4) 名誉会員

正会員であって、本会の発展につくし総会で承認された者、会費納入の必要はない。

#### 5) 海外会員

- 海外に居住する者で、本会に目的に賛同し規定の会費を納入する者
- 6) 会員は、原則として地区会に所属し、活動する。

#### 第7条（入会）

本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受け、入会金および会費を納入するものとする。

#### 第8条（入会金および会費）

本会への入会金および会費は、当分の間、次の通りとする。

- 1) 入会金・・・1,000円 会費・・・正会員 9,000円、学生会員 5,000円、賛助会員 20,000円、海外会員 9,500円
- 2) 既納の入会金および会費は、いかなる事由があっても返還しない。

#### 第9条（資格の喪失）

会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- 2) 退会したとき
- 2) 会費を3年以上滞納したとき

#### 第10条（役員および役員の選出）

本会は、次の役員をおく。

- 1) 理事（会長、副会長、常任理事、常任理事以外の理事）
  - 2) 監事
  - 2 役員の選出は次の通りとし、総会でこれを承認する。
    - 1) 理事22名は、別に定める理事選挙規定により選出する。
    - 2) 会長1名は、選出された理事の中から別に定める理事選挙規定により選出する。
- 副会長3名、常任理事6名は、選出された理事の中から互選で選出する。
- 3) 必要があれば、別に定める理事選挙規定により、会長指名による若干名の理事をおくことができる。
  - 4) 監事2名は、理事会において推薦する。

#### 第11条（役員の任務）

役員の任務は次の通りとする。

- 1) 会長は、本会を代表して会務を統括する。会長は、総会、理事会、常任理事会および地区会代表者会議を招集する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会務を代行する。
- 3) 理事は、理事会を構成し、会務を審議する。
- 4) 常任理事は、常任理事会を構成し、会務を執行する。
- 5) 監事は、会計の監査を行う。

#### 第12条（役員の任期）

役員の任期は次の通りとする。

- 1) 理事の任期はこれを2年とし、再選することができる。ただし連続の場合は2期までとする。
- 2) 監事の任期は2年とし、再選することはできない。

#### 第13条（役員の補充）

役員の補充は次の通りとする。

- 1) 会長、副会長、常任理事、監事に欠員が生じたときは、本則第10条2項2)、4)に準じて選出する。
- 2) 1)以外の理事に欠員が生じたときは、別に定める理事選挙規定により選出する。
- 3) 選出された役員の任期は、前任者の残余とする。

#### 第14条（会議）

本会の会議は、総会、理事会、常任理事会、地区会代表者会議とする。

- 1) 総会は、全会員をもって構成し、重要な会務の議決をする。
- 2) 理事会は、会長、副会長、その他の理事をもって構成し、会務を審議する。
- 3) 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成し、会務を執行する。
- 4) 地区会代表者会議は、地区会を代表する者および理事会構成員をもって構成し、主に地区会の活動に関わる重要な案件について審議する。

#### 第15条（会計）

本会の経費は入会金・会費・寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

#### 第16条（附則）

この会則の変更は、総会の議を経て行う。

2. この会則の施行は、2006年12月9日に改正し、2007年7月1日から行うものとする。ただし、理事会構成については2007年1月1日からとする。昭和33年6月15日、昭和44年6月14日、昭和52年1月1日、平成元年6月17日、平成10年6月13日、平成13年6月23日、平成14年6月29日施行のものは、これを廃棄する。